

尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年尼崎市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の議長が別に定める目的)

第2条 条例第3条の議長が別に定める目的は、交付決定を受けている会派又は団体が、9月2日から10月1日までの間にその所属議員の数が変動したことにより、当該交付決定があった日の属する年度の下半期の分の政務活動費として条例第4条第2項の規定によりその変動後の所属議員の数に基づき算定された額の交付を受けることとする。

(交付の額等)

第3条 条例第4条第3項第1号に掲げる場合におけるその半期の分として交付される政務活動費の額は、当該半期に係る月割額（条例付則第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項の規定により算定された政務活動費の額を半期の最初の月の1日における所属議員（無所属議員にあっては、本人。以下この項、次項並びに次条第5項及び第6項において同じ。）の数で除して得た額を6で除して得た額をいう。以下同じ。）に当該半期の最初の月の1日における所属議員の数を乗じて得た額に、当該月からその任期が満了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

2 条例第4条第3項第2号に掲げる場合におけるその半期の分として交付される政務活動費の額は、当該半期に係る月割額に結成日等（会派にあってはそれが結成された日、団体にあっては条例第2条第1号の規定による議長の認定（以下「議長認定」という。）の日、無所属議員にあってはそれが生じた日をいう。以下同じ。）の属する月の翌月（結成日等が月の1日であるときは、当該結成日等の属する月。以下この項において同じ。）の1日における所属議員の数を乗じて得た額に、当該翌月から当該半期の最後の月（当該半期中途において議員の任期が満了する場合にあっては、その満了の日の属する月）までの月数を乗じて得た額とする。

3 条例第4条第2項又は前2項の規定により政務活動費の額を算定する場合においては、月の1日においてその前日まで所属議員の一員であった議員が次のいずれかに該当する場合におけるその者は、当該月の1日における当該所属議員には含まれないものとする。

- (1) 議員の任期満了及びその所属する会派又は団体の解散以外の理由により当該会派又は団体の構成員としての身分を失ったとき。
- (2) 議員の任期満了以外の理由により議員の職を失ったとき。

4 条例第4条第2項又は第1項若しくは第2項の規定により政務活動費の額を算定する場合においては、月の1日においてその前日まで無所属議員であった議員が次のいずれかに該当する場合におけるその者は、当該月の1日における無所属議員と扱わないものとする。

- (1) 既存の会派又は団体に加入したとき。
- (2) 新たに会派を結成したとき。
- (3) 新たに団体となるものを結成し、それが議長認定を受けたとき。
- (4) 議員の任期満了以外の理由により議員の職を失ったとき。

(所属議員数の異動に伴う政務活動費の交付又は返還の額等)

第4条 条例第5条第1項の議長が別に定める月は、半期（同項に規定する会派が同項の半期の中途（上半期にあつては4月1日から8月1日までの間のいずれかの日、下半期にあつては10月1日から翌年の2月1日までの間のいずれかの日に限る。以下この項において同じ。）において新たに結成されたものである場合又は同項に規定する団体が当該半期の中途において議長認定を受けたものである場合は、その結成日等から当該半期の末日までの間。以下同じ。）に属する各月（4月及び10月（当該結成日等が4月及び10月以外の月の1日であるときは当該月、当該結成日等が4月及び10月以外の月の1日以外の日であるときは当該月及びその翌月）を除く。）とする。

2 条例第5条第1項の議長が定める額は、同項の半期に係る月割額に同項の増加人数を乗じて得た額に、当該半期における基準月から当該半期の最後の月（当該半期の中途において議員の任期が満了する場合にあつては、その満了の日の属する月）までの月数を乗じて得た額とする。

3 条例第5条第2項の議長が定める額は、同項の半期に係る月割額に同項の減少人数を乗じて得た額に、当該半期における基準月から当該半期の最後の月（当該半期の中途において議員の任期が満了する場合にあつては、その満了の日の属する月）までの月数を乗じて得た額とする。

4 条例第5条第3項の議長が別に定めるときは、次のとおりとする。

(1) 議会が解散されたとき。

(2) 半期の分の政務活動費の交付を受けた会派又は団体が次のいずれかに該当するとき。

ア 議会の解散及び議員の任期満了（以下「議会の解散等」という。）以外の理由により解散したとき。

イ 団体にあつては、議長認定が取り消されたとき。

(3) 半期の分の政務活動費の交付を受けた無所属議員が前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又は議会の解散等以外の理由により議員の職を失ったとき。

5 半期の中途（上半期にあつては4月1日から9月1日までの間のいずれかの日、下半期にあつては10月1日から翌年の3月1日までの間のいずれかの日に限る。次項において同じ。）において次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものは、速やかに、当該半期に係る月割額に当該事由が生じた日（以下この項において「解散日等」という。）の属する月の1日における所属議員の数を乗じて得た額に、その翌月（解散日等が月の1日であるときは、当該解散日等の属する月）から当該半期の最後の月（当該半期の中途において議員の任期が満了する場合にあつては、その満了の日の属する月）までの月数を乗じて得た額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事由 当該半期の分の政務活動費の交付を受けた会派及び団体並びに当該半期の分の政務活動費の交付を受けた無所属議員であった者

(2) 前項第2号に掲げる事由 同号の会派又は団体

(3) 前項第3号に掲げる事由 同号の無所属議員であった者

6 会派、団体又は無所属議員にまだ一の半期の分の政務活動費が交付されていない場合において、当該半期の中途において次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものは、当該半期に係る月割額に当該事由が生じた日（以下この項において「解散日等」という。）の属する月の1日における所属議員の数を乗じて得た額に、その翌月（解散日等が月の1日であるときは、当該解散日等の属する月）から当該半期の最後の月までの月数を乗じて得た額に相当する額の政務活動費の交付を受けることができない。

- (1) 議会が解散されたとき 当該会派及び団体並びに無所属議員であった者
 - (2) 当該会派又は団体が第4項第2号ア又はイのいずれかに該当するとき 当該会派又は団体
 - (3) 当該無所属議員が前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又は議会の解散等以外の理由により議員の職を失ったとき 当該無所属議員であった者
- (対象経費の支出の基準等)

第5条 被交付会派等は、次条から第10条までに定めるもののほか、別表第1に定めるところにより、対象経費を支出し、及び必要な手続等を行わなければならない。

(支出決定者)

第6条 被交付会派等に支出決定者を置く。

- 2 支出決定者は、被交付会派等の代表者（無所属議員にあっては、本人。以下同じ。）をもって充てる。
- 3 支出決定者は、その被交付会派等において、対象経費に政務活動費を充てるか否かを決定するとともに、政務活動費の経理事務を適正に執行する責務を負う。
- 4 無所属議員は、支出決定者が行うべき事務のほか、経理責任者が行うべき事務も併せて行わなければならない。

(経理責任者)

第7条 経理責任者は、その被交付会派等において、政務活動費の出納をつかさどり、経理帳簿（その記載内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を整備し、領収書（その記載内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）等の証拠書類を整理する責務を負う。

(対象経費の支出の手続等)

第8条 経理責任者は、政務活動費対象経費支出書により対象経費に政務活動費を充てる旨の支出決定者の決定（無所属議員にあっては、議長の確認を含む。）を経たときは、その会派等に交付された政務活動費から当該対象経費を支出するものとする。

- 2 経理責任者は、前項の規定による対象経費の支出に当たっては、その相手方から領収書を徴しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により対象経費を支出する場合において、支出決定者が適当と認めるときは、振込金受取書又は預金通帳（当該支出に係る口座振替に係る情報が記載された部分に限る。）の写し（預金通帳の記載内容を記録した電磁的記録（当該情報が記録された部分に限る。以下この項において同じ。）又は当該電磁的記録の記録内容を記載した書類を含む。）の保管をもって前項の規定による領収書の徴収に代えることができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により対象経費を支出する場合において、支出決定者がやむを得ない理由があると認めるときは、その支出を証する書面（以下「支出証明書」という。）の保管をもって前項の規定による領収書の徴収に代えることができる。
- 5 支出証明書は、支出決定者が経理責任者の求めに応じて発行する。

(立替払)

第9条 所属議員及び無所属議員は、やむを得ない理由があるときは、対象経費の立替払をすることができる。

2 所属議員及び無所属議員は、前項の規定により対象経費の立替払をしたときは、当該立替払を証する領収書（その電磁的記録にあっては、その記録内容を記載した書類）を添え、経理責任者を経て当該対象経費に政務活動費を充てること及びやむを得ない理由があることの支出決定者の承認（無所属議員にあっては、議長の確認を含む。次項において同じ。）を得なければならない。

3 第1項の規定により立替払をした対象経費については、前項の承認が得られない場合は、当該立替払をした者の負担とする。

（預金口座及び経理帳簿）

第10条 被交付会派等は、専ら政務活動費の経理事務のために使用する預金口座及び経理帳簿を備えなければならない。

（支出内容の報告及び検査）

第11条 条例第9条第1項の規定による報告は、一の半期における対象経費（政務活動費が充てられたものに限る。以下この項において同じ。）の支出の内容について、当該半期の末日の属する月の翌月末日までに、政務活動費対象経費支出内容報告書により行わなければならない。

2 前項の政務活動費対象経費支出内容報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 調査・研修費（条例別表第1項第1号に掲げる経費をいう。以下同じ。）（委託調査に要する経費以外の経費にあっては、1件100,000円以上のものに限る。）の支出一覧表

(2) 会議等食糧費（条例別表第1項第4号及び第2項第3号に掲げる経費をいう。以下同じ。）（1件100,000円以上のものに限る。）の支出一覧表

(3) その他の経費（条例別表第1項第3号、第5号から第9号まで、第11号及び第12号並びに第2項第2号、第4号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる経費をいう。）（1件100,000円以上のものに限る。）の支出一覧表

3 議長は、条例第9条第2項の規定により対象経費の支出の内容を検査する場合において、必要があると認めるときは、当該対象経費を支出した会派等に対し、証拠書類等の資料の提出又は提示を求めることができる。

（条例第10条第2項の議長が別に定めるとき）

第12条 条例第10条第2項の議長が別に定めるときは、次のとおりとする。

(1) 政務活動費の交付を受けた会派又は団体が次のいずれかに該当するとき。

ア 解散したとき（議会の解散又は議員の任期満了により解散したときを含む。）。

イ 団体にあっては、議長認定が取り消されたとき。

(2) 政務活動費の交付を受けた無所属議員が第3条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又は議員の職を失ったとき。

（書類等の保存）

第13条 条例第13条第1項及び第2項に規定する期間は、これらの規定に規定する書類等に係る政務活動費の交付決定があった日の属する年度の翌々年度の4月1日から起算する。

2 条例第13条第2項の議長が別に定める書類等は、別表第2の左欄に掲げる書類等とする。

3 被交付会派等において政務活動費に関する書類等を管理する責任を有する者（以下「管理責任者」という。）は、別表第2の左欄に掲げる書類等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

（対象経費）

第14条 条例別表第1項第1号の議長が別に定めるものは、委託調査に要する経費、研修への参加費その他の研修に関する経費（次項に規定する経費に該当するものを除く。）、講師への謝礼その他これらに類する経費とする。

2 条例別表第1項第2号の議長が別に定めるものは、出張に要する旅費（費用弁償として支出されるべきものを除く。第9項において同じ。）その他の出張に関する経費その他これに類する経費で、調査研究に要するものとする。

3 条例別表第1項第4号の議長が別に定めるものは、会議等に伴う湯茶代、会議等のために必要な食事代その他これらに類する経費で、調査研究に要するものとする。

4 条例別表第1項第5号の議長が別に定めるものは、印刷代金、文書複写代金、会派等が管理する複写機の賃借料、維持管理費その他の複写機の使用に係る経費その他これらに類する経費で、調査研究に要するものとする。

5 条例別表第1項第6号の議長が別に定めるものは、会派広報の作成費及び配布に要する費用その他これらに類する経費とする。

6 条例別表第1項第7号の議長が別に定めるものは、書籍、新聞又は雑誌（これらの記載内容を記録した電磁的記録を含む。）の購入代金その他これらに類する経費とする。

7 条例別表第1項第8号の議長が別に定めるものは、インターネット接続サービスの利用に係る経費、切手代等の郵便料金その他これらに類する経費で、調査研究に要するものとする。

8 条例別表第1項第11号の議長が別に定めるものは、用紙又は文具の購入代金、公文書の写しの交付に係る手数料等、パーソナルコンピュータの賃借料、ファクシミリ装置の賃借料その他これらに類する経費で、調査研究に要するものとする。

9 条例別表第2項第1号から第5号まで及び第8号の議長が別に定めるものは、要請、陳情活動、会派又は団体における会議、会派等が開催する意見交換会その他の各種会議等への参加、住民からの市政及び会派等の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等に要する経費であって、同項第1号に掲げる経費にあつては出張に要する旅費その他の出張に関する経費、同項第3号に掲げる経費にあつては会議等に伴う湯茶代その他これらに類するもの、同項第4号に掲げる経費にあつては印刷代金、文書複写代金その他これらに類するもの、同項第5号に掲げる経費にあつては切手代等の郵便料金その他これらに類するもの、同項第8号に掲げる経費にあつては用紙又は文具の購入代金、公文書の写しの交付に係る手数料等その他これらに類するものとする。

（施行の細目）

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、議長が定める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年1月27日から施行する。

別表第1

1 政務活動費を充てることができない経費

- (1) せん別、慶弔、寸志、病気見舞い又は慶弔電報に係る経費、年賀状の購入又は印刷の代金、名刺の印刷代金その他交際に要する経費
- (2) 海外出張に要する旅費
- (3) 党費、党大会への賛助金、党大会への参加費、党大会への参加に要する旅費その他政党本来の活動に係る経費
- (4) 会議等に伴う湯茶及び会議等に必要な食事以外の飲食又は遊興に係る経費
- (5) レクリエーション等に係る経費
- (6) 選挙活動に係る経費
- (7) その他名目のいかんを問わず所属議員又は無所属議員の個人的な活動に係る経費

2 調査・研修費等の支出基準等

(1) 調査・研修費

ア 被交付会派等は、調査を委託しようとするときは、調査委託届出書により、委託先、調査項目、委託期間及び委託金額を議長に届け出なければならない。

イ 議員に対し調査を委託しようとするときは、調査・研修費に議員報酬を充ててはならない。

ウ 被交付会派等は、委託調査の成果物、実施した研修の資料等を保管しなければならない。

(2) 出張旅費（条例別表第1項第2号及び第2項第1号に掲げる経費をいう。以下同じ。）

ア 被交付会派等は、調査又は研修への参加のため、所属議員（無所属議員にあっては、本人）又は会派等職員を出張させようとするときは、出張届出書により、出張者の氏名、用務先、出張期間、調査項目（研修への参加のための出張の場合にあっては、参加する研修の内容）及び出張旅費の額を議長に届け出なければならない。ただし、宿泊を伴う場合を除き、当該用務先が尼崎市内又は近接地（尼崎市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和36年尼崎市規則第15号）別表の右欄に掲げる市町村の区域内の地域をいう。）内に所在する場合においては、この限りでない。

イ 出張に要する旅費には、尼崎市職員等の旅費に関する条例（昭和36年尼崎市条例第4号）に定める職員の旅費の額に相当する額の政務活動費を充てる。

ウ 出張に要する旅費は、他の被交付会派等の旅費として既に政務活動費が充てられている場合は、これに重複して政務活動費を充ててはならない。

エ 調査又は研修への参加のための出張を行った所属議員、無所属議員又は会派等職員（以下「出張所属議員等」という。）は、当該出張後、速やかに、出張報告書を作成し、これに当該出張に係る成果物を添えて被交付会派等の代表者を経て議長に提出するとともに、その被交付会派等は、当該出張所属議員等が参加した研修の資料等を保管しなければならない。

(3) 会議等食糧費

会議等に伴う湯茶又は会議等に必要な食事の提供は、社会通念の範囲内における必要

最低限度のものとしなければならない。

(4) 備品費（条例別表第1項第9号及び第2項第6号に掲げる経費をいう。）

ア 被交付会派等は、備品を購入しようとするときは、備品購入届出書により、その旨を議長に届け出なければならない。

イ 会派等が使用する備品（その購入に政務活動費が充てられたものに限る。）でその離合集散その他の理由により不用となったものについては、その不用となった理由が会派若しくは団体の合併又は新たな会派若しくは団体の結成である場合は存続する会派若しくは団体又は新たに結成された会派若しくは団体に承継させ、その他の場合は議長と協議のうえその処理を決定するものとする。

(5) 会派等職員雇用経費（条例別表第1項第10号及び第2項第7号に掲げる経費をいう。以下同じ。）

ア 被交付会派等は、調査研究その他の活動を推進するため、当該被交付会派等の事務に従事する職員を雇用することができる。

イ 会派等は、会派等職員（臨時的にかつ短期間雇用される職員を除く。以下「常時雇用会派等職員」という。）を雇用しようとするときは、会派等職員雇用届出書により、その者の住所、氏名及び雇用期間を議長に届け出なければならない。その届け出た事項に異動があったときも、同様とする。

ウ 会派等職員雇用経費（常時雇用会派等職員に係るものに限る。）の額は、交付決定があった日の属する年度分の政務活動費の額の25パーセントに相当する額を超えてはならない。ただし、月割額が150,000円未満である場合は、この限りでない。

エ 被交付会派等は、会派等職員に係る出勤確認簿、雇用契約書、給与明細書等を保管しなければならない。

別表第2

書類等	管理責任者
経理帳簿、預貯金通帳等	経理責任者
委託調査の成果物、研修の資料等、出張資料、会派広報、各種契約書等（これらの記載内容を記録した電磁的記録を含む。）	被交付会派等の代表者